明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○都市計画に関する件
（東北地方整備局八〇～八四）　一
○道路に関する件（同八五～九四）　二
○道路に関する件
（関東地方整備局一六五～一七八）　三
○都市計画に関する件
（同一七九～一九九）　五
○道路に関する件
（北陸地方整備局五五～六九）　七
○都市計画に関する件（同七〇）　九
○道路に関する件
（中部地方整備局六五、六六）　一〇
○都市計画に関する件（同六七）　一〇
○道路に関する件
（近畿地方整備局一〇四～一一二）　一〇
○都市計画に関する件
（同一一三～一一九）　一二
○都市計画に関する件
（中国地方整備局七七）　一三
○都市公園法施行令第二十一条の規定に基づき、平成七年建設省告示第九百六十六号の一部を改正する件
（同七八）　一三
○道路に関する件（同七九～九五）　一三
○道路に関する件
（四国地方整備局三三、三四）　一四
○道路に関する件
（九州地方整備局六一、六二）　一四
○道路に関する件
（北海道開発局四九、五〇）　一五
○浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件
（同五一～五八）　一五

〔公　告〕

諸事項

官庁
特恵関税、買収前の所有者等への売払いに関する公告、基本測量関係事項関係　一六
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社（料金の額及び徴収期間の変更・工事開始）、料金の額及び徴収期間の変更（西日本高速道路株式会社・首都高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社）、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、企業年金基金設立関係　一六
地方公共団体
公債償還（東京都区）、解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一七
会社その他
会社決算公告　一七

告示

○東北地方整備局告示第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日　東北地方整備局長　青山　俊行

一　施行者の名称　宮城県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第二千四百一号若柳都市計画、築館都市計画及び栗駒都市計画下水道事業迫川流域下水道を若柳都市計画、築館都市計画、栗駒都市計画及び鶯沢都市計画下水道事業迫川流域下水道に変更する。
三　事業施行期間　自平成五年十二月二十七日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日　東北地方整備局長　青山　俊行

一　施行者の名称　山形県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第千八百六十五号山形広域都市計画道路事業三・六・一号新築西通り二口橋線
三　事業施行期間　自平成十二年九月十四日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日　東北地方整備局長　青山　俊行

一　施行者の名称　山形県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第千九百八十六号山形広域都市計画道路事業三・二・五号旅篭町八日町線、三・二・十一号双月志戸田線、三・三・二号旅篭町千歳橋線及び三・五・三号四日町日月山線を山形広域都市計画道路事業三・二・五号旅篭町八日町線、三・二・十一号双月志戸田線、三・三・二号旅篭町千歳橋線及び三・四・二十八号四日町日月山線に変更する。
三　事業施行期間　自平成十二年十月十二日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日　東北地方整備局長　青山　俊行